

学生安全マニュアル



山梨県立大学
Yamanashi Prefectural University



学生安全マニュアルの活用について

このマニュアルは、学生のみなさんが、安全でより充実した学生生活を送ることができるように、日頃の生活の中で遭遇しうるさまざまな状況を想定して、不測の事態に対する心構えや対策について記載しています。機会あるごとに読み返し、友人や先生たちとも話し合ってください。

“自らを護る”という自衛の意識を常に保ち、リスク（危険）に近づかない賢明な行動をとってください。また、万一、危険に遭遇した場合や、さまざまな相談の必要が生じた場合には、躊躇せず、学生相談窓口を活用してください。また、大学には保健センターや人権委員会などにもそれぞれの相談を受ける窓口がありますので必要に応じて活用してください。

1. 喫煙・飲酒

大学構内（駐車場も含めて）は全面的に、禁煙、禁酒となっています。

成年年齢に達しても喫煙、飲酒の年齢制限は従来通り 20 歳のまま維持されます。

たばこには、様々な有害物質が多く含まれておりニコチンによる依存症も指摘されています。また、喫煙者のみならず、周囲の人の健康にも害を及ぼします。本学では、各人の健康増進の観点から積極的に禁煙を推進しています。禁煙についての相談は保健センターで行っています。気軽に相談して下さい。

飲酒について、毎年、短時間での多量の飲酒（イッキ飲み等）により急性アルコール中毒になり、救急車で病院に運ばれるケースが発生しています。急性アルコール中毒になると吐き気、言語障害などの症状をおこすだけでなく、意識喪失から死に至る場合もあります。酒の酔い方には個人差がありますので、自分の体質や体調を良く理解し、まわりからすすめられても無理をしないで断りましょう。

■20 歳未満の者の飲酒

20 歳未満の者が飲酒すること、20 歳未満の者に飲酒をすすめることはもちろん、それを看過することも重大な違法行為です。

■飲酒の強制

相手が 20 歳未満の者かどうかにかかわらず、飲酒の強制はハラスメントであり、許されないことです。



2. 薬物乱用の防止

薬物（大麻、覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなど）の危険は、今日、私達の身近にある問題であり、特に若者への被害が年々、広がっています。薬物は所持しているだけで重大な犯罪となるだけでなく、その乱用による心身への悪影響は計り知れません。また、こうした薬物を使用した人が意識障害やけいれん、呼吸困難等を起こして死亡したり、重体に陥る事件が多発しています。薬物についての正しい知識を持ち、どんな誘惑にも絶対「NO」といえる強い意志を持ちましょう。薬物には絶対に手を出してはいけません。



3. 学生ローン・クレジット

クレジットカードを利用する場合は、自分の支払能力を十分認識して必要最小限の利用にとどめるとともに、学生ローンや消費者金融等は特別な事情がない限り利用を控えましょう。

学生として、節度ある消費生活に努めてください。



4. インターネット利用のマナー

自己責任をしっかりと意識して、以下のマナーを守りましょう。

- ① インターネット上の情報は正しいか、安全か、などを見極める判断力を身につけましょう。特に、フィッシング詐欺などには騙されないよう注意し、また、掲示板などに嘘の情報を載せるなどの行為は厳禁です。
- ② 出会い系サイト、アダルトサイトなどの情報サイトには安易にアクセスしない自制心を持ちましょう。また、悪質なチェーンメールには加担しないでください。
- ③ 自分の行動には責任を持ちましょう。他人への誹謗・中傷を掲示板などに書き込むなどの行為は厳禁です。

また、個人情報の流出やウイルスへの対策には十分注意してください。



5. 悪徳商法、反社会的な集団、アルバイト等の勧誘

学生は社会経験が少ないこともあり、悪徳商法、カルト教団など反社会的集団等の勧誘の標的にされやすいようです。仮に勧誘活動にあった場合でも、き然とした態度で「要らない」、「NO」と意思表示をすることが大切です。あいまいな態度は相手につけている隙を与えることになります。

安易に住所、電話番号、メールアドレスなどは教えないようにしましょう。困ったことがあったら、担任の教員や学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）まで相談してください。

また、悪質なアルバイトの勧誘にも注意が必要です。

悪徳マルチ商法、深夜風俗店アルバイト、各種の詐欺商法など、いずれも短時間高収入を謳い文句として、普通のアルバイトを装って勧誘されることがありますが、犯罪（暴力や薬物犯罪など）への接近や自身の健康被害に結びつく可能性もありますので、きっぱりと断りましょう。

学生の本分は勉学です。本学の学生として品位を高く、節度のある学生生活を送りましょう。



6. 紛失、盗難、拾得

学内での私物は、個人が責任を持って管理してください。



万一、金銭、学生証その他の書類、あるいはカバン、時計、カメラ、衣類等の物品を紛失したり、又は盗まれたと思われる場合には、速やかに学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）に届け出てください。

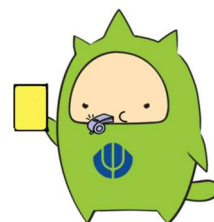
また、これらの物品等を拾得した場合にも、直ちに学生支援課・池田事務室に届け出てください。拾得物については学生支援課・池田事務室で保管しますが、一定期間内受け取りが無い場合は処分します。

貴重品は身につけて

7. ハラスメント

（1）ハラスメントについて

ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での「いやがらせ、いじめ」を言います。その種類として、セクシャル・ハラスメント（セクハラ。ほかの者を不快にさせる性的な言動、相手の意に反した性的いやがらせ。セクハラかどうかは受けた側がそう感じるかどうかにかかっています）、アカデミック・ハラスメント（アカハラ。教育・研究の場における権力を利用したいやがらせ。例えば、正当な理由なく研究発表の機会が奪われる等）、パワー・ハラスメント（パワハラ。アルバイト先や研修先等も含む職場における職務権限を背景にしたいやがらせ。例えば、過度の仕事を短期間に強要する等）などあります。ただし、この分類はあくまで便宜上のもので、実際にはこれらは複合して一つのハラスメントとなることがしばしばあります。



（2）人権委員会について

本学には各種ハラスメントや社会的身分・人種・国籍・信条・年齢性別・障害の有無などによる不当な人権侵害を防止して、皆さんに快適なキャンパスライフを送っていただくために人権委員会が設置されています。人権委員会では、上記のような人権侵害に関する悩みなどを相談するための窓口を設けていますので、学内外を問わず困った出来事が生じた場合には、下記の学内相談員や学外相談窓口にご相談してください。本学にはそれ以外にも保健センターや学生支援課（飯田キャンパス）、池田事務室（池田キャンパス）など多くの相談窓口がありますので、一番相談しやすい窓口を利用してください。

（3）学内相談員および学外相談窓口について 本学には、相談者の立場に立ち、助言を行い、問題解決の方法等を一緒に考える学内相談員がいます。相談内容等の秘密は厳守しますので安心して相談してください。相談員への相談予約は電話又は電子メールで行います。また、山梨県弁護士会の相談窓口を活用した「学外電話相談窓口」が通年で開設されているほか、電子メールによる人権委員会への相談も可能です。学内相談員や学外相談窓口等の詳細、人権委員会、人権侵害防止規程については、山梨県立大学のホームページ上の「人権委員会からのお知らせ」を参照してください。

8. ストーカー

ストーキングは、被害者の人権を著しく侵害し、被害者・加害者ともにその学生生活を破綻させる恐れのある行為です。

ストーキングされていると感じたら、エスカレートして深刻な被害を受けないうちに対処することが必要です。また、気づかぬうちに自分が加害者となってしまう可能性もありますので、下記の注意事項をよく読んで自分の行為を振り返ってください。

■ ストーキングされていると感じたら

- 家族や友人、担任の教員や学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）に相談する。身の危険を感じたら直ちに警察に相談すること。
- 警察や弁護士に相談する際の資料として、メールや写真といった証拠を残しておく。日記をつけておくのもよい。
- 一人暮らしの場合は防犯上の注意を怠らないこと。ドアを開ける際には周囲に注意すること。

■ 加害者にならないために

頻繁にメールや電話をする、連絡がとれないので教室や校門で待つなど、本人が特に意識していない行為がストーキングと解されてしまう可能性は大いにあります。

ストーカー問題は様々なハラスメントと同様、相手はどう感じるかということが重要になります。相手の気持ちを大切にし、自分の行為が少しでも相手に嫌悪や恐怖を感じさせていると思ったらすぐにやめてください。

一方、「ストーカーをやめたいのに、やめられない」ことに苦しむ人も増加しているそうです。恋愛関係や友人関係で悩みがある場合は自分だけで抱え込まず、担任の教員や学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）に相談してください。

■ ストーカーの特徴

以下の行為がストーカーの特徴とされています。これらに準ずる行為は、ストーキングと解される可能性があります。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○ つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | ○ 監視していると告げる行為 |
| ○ 面会・交際の要求 | ○ 汚物などの送付 |
| ○ 無言電話・連続した電話・FAX | ○ 性的羞恥心の侵害 |
| ○ 名誉を傷つける言動・乱暴な言動 | ○ メールやSNSへの執拗な書き込み |

9. デートDV

DV（ドメスティック・バイオレンス）は『配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力』のことです。このような中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、DVの防止と被害者の保護に関する取り組みが進められています。DVは

犯罪となる行為を含み、被害者の人権を著しく侵害する重大な問題です。夫婦や恋人同士といった二人の関係がどのような関係であっても暴力は絶対に許されません。

デートDVは、交際相手からの暴力を『デートDV』といいます。特に恋愛関係に



おける二者のあいだ（別れた恋人を含む）の支配/被支配関係、虐待状況、主体性の侵害のことです。英語圏では「dating violence（デート暴力）」「domestic violence in teenage relationships（ティーンエイジャー間のDV）」と言います。広義のDVという集合の中にデートDVがあり、被害度が軽いというニュアンスではありません。暴力的な関係、人権侵害、虐待状況、低い人権意識、暴力容認状況です。「恋愛関係にある二者」とは、異性愛、同性愛カップルや、若者に限らず、デートするような関係の二者すべてを指します。「付き合っている」という明確な関係でなくとも、恋愛の始まりあたりの親しい関係、恋人と知り合いの境目の関係を広く含みます。

『デートDV』なんて自分には関係ない！と思っていないですか？

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（令和3年）」では、交際相手からの被害経験は女性の16.7%、男性の8.1%が被害を受けています。

デートDVしない・されないためにも一緒に考えてみませんか？



■デートDVは暴力を使って相手を思い通りにする（支配する）ことです。

「暴力」にはいろいろな種類があります。

身体的な暴力・・・殴る、蹴る、モノを投げる、刃物でおどすなどで怖い思いをさせる。

精神的な暴力・・・ひどい言葉で傷つける、おどす、監視したり、友達との交際を制限する。

無断でメールチェック、相手の大事なものを壊すなどのいやがらせをする。

経済的な暴力・・・お金をたかる、借りたお金を返さない。

性的な暴力・・・キスやセックスを強要する、避妊しない。

結果→妊娠、中絶、性感染症、早すぎる（望まない）結婚など。

特に精神的暴力、性的な暴力は当事者以外からは発見されにくく被害が潜在化する恐れがあります。また、これらのデートDV行為は単独で起こることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。

■カップルの間でこんなことはない？ デートDV危険度、態度についてチェックしてみましょう。

付き合いの中で「ちょっと変だ」と思うことがあったり、我慢しなければならないことがあったら、それはデートDVかもしれません。二人の関係を見直してみましょう。

＜被害者になっていませんか？＞

- ・「ブス」とか「ウザイ」、「バカ」とか、あなたが傷つく言い方で呼びますか？
- ・他の用事で会えなかったりすると、自分を最優先にしないと行ってふてくされたり、怒ったりしますか？
- ・しょっちゅう携帯に電話して、あなたがどこで誰と会ってるかひどく行動を気にしますか？
- ・携帯をチェックして異性の友達のアドレスを消せといたりしますか？
- ・相手を怖いと思うときがありますか？
- ・相手はとても優しくかったり、すごく意地悪だったりしますか？（二重人格みたいに感じる）
- ・けんかした時、怒らせるのはあなたが悪いなど、あなたのせいだといって責めますか？

- ・「俺（私）のこと好きなら、いいだろう」と、あなたの気の進まないことをさせようとしますか？
- ・あなたの希望や考えを尊重しないで勝手に決めることが多いですか？

～ひとつでも該当する項目があったらデートDVではないかと考えてみましょう。

<加害者になっていませんか？>

- ・相手が自分の意見に従わないと、すごくイライラしたり、怒ったりしますか？
- ・相手が異性と仲良くしていると嫉妬して責めますか？
- ・相手の行き先、服装、することなど、いちいち指示する権利があると思っていますか？
- ・相手がどんな人と話しているか、すごく気になってカンにさわる事がありますか？
- ・自分とあいつ（人や物）と、どちらが大切なんだという言い方をしますか？
- ・腹が立つと、相手の目の前で物を叩いたり、大きな声を出したりしますか？
- ・ふたりのことでも、相手の考えや希望を尊重しないで、自分ひとりで決めることが多いですか？
- ・相手が自分のことを好きなら、いやなことでも応じるべきだと思っていますか？

～ひとつでも該当する項目があったなら自分の態度・行動を見直してみましょう。

■デートDVの被害者にも加害者にもならないためにはどうすればよいか。

- ・相手の考え方や意見を尊重する
- ・相手の気持ちを聞き、かつ自分の気持ちも言える良いコミュニケーションがとれる
- ・恋人でも一人の人格を持つ個人であることを意識し、相手を自分の思い通りにしようとししない
- ・相手を束縛しない
- ・イヤなことは「イヤ」と言える
- ・相手が「イヤ」と思っていることを押しつけない など

■デートDVにあったら一人で悩まず友人、信頼できる人、相談機関などに相談しましょう。

10. 海外旅行

海外旅行の際は以下の事項に留意し、病気・ケガ・盗難といったアクシデントに遭わないよう十分注意してください。

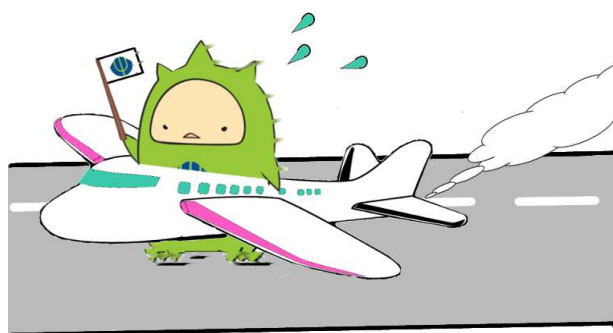
- 旅行中の日程・滞在場所・連絡方法を、家族や支援者などに必ず連絡の上で旅行を開始すること。
- テロは特定の国に起きるものとは限らないと意識しておくこと。特に多数の人が集まる場所・標的になり得る場所では、長い滞在をなるべく避けるとともに、危険を察知したときの避難方法等の確認をしておくこと。
- 外務省の海外安全ホームページで配信されている各国の危険度・危険情報の確認を怠らないことはもちろん、治安の悪い、或いは政情不安定な国・地域への旅行は避けるなど、被害に遭わない工夫をすること。
- パスポートの紛失や金銭トラブルに巻き込まれないように注意するとともに、万が一被害に遭っ

た場合の対処方法（パスポートの再発行、カード効力の停止など）についても事前に調査しておくこと。

- 海外旅行損害保険に加入するときは、現地での保障やサービスを十分確認すること。
- その国や地域の風俗、習慣をよく理解して行動すること。
- 団体旅行をするときは主催団体を確認し、安易な参加はしないこと。
- 課外活動団体で海外旅行をする場合は、必ず事前に学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）に届け出ること。

* 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp>



1 1. 学内外での事故・怪我

学内での事故で怪我をした場合、保健センターで応急処置・病院の紹介を受けられます。緊急時には、学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）へ連絡してください。

また、怪我や病気で救護を必要とする人を見つけた場合も、保健センター、学生支援課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）へ連絡してください。

学外で事故にあったり、怪我をした場合も学生支援課・池田事務室に届けてください。また、登下校時などに自転車を使用する人は、携帯電話やイヤホンの使用など、交通規則を順守した安全運転を心掛けてください。飲酒後の自転車運転も道路交通法上の立派な犯罪「飲酒運転」です。絶対にやめましょう。



夜間の下校の際は、とくに注意しましょう。通学路の危険な箇所（照明のない暗い路）、避難できる場所（コンビニなど）を日頃から確認しておき、また万一に備えて、防犯ブザーを携帯するなど自己防衛の意識を高めましょう。

1 2. 海外での災害、テロなど有事における安否確認

海外に滞在する場合、現地の状況調査、準備、行動は各自の責任において周到に行われるべきですが、一方で自然災害、テロなどの不測の事態に遭遇する可能性は排除できません。

このような事態に巻き込まれた可能性がある場合、本学では様々な方法で学生の状況を把握するよう努めますが、学生の皆さんにお願いしたいことは、まず自分の所在、状態を家族、支援者、公的機関にできるだけ早く直接伝える、または間接的経路で伝える手段を講じることです。このような状況下では連絡が取り難くなることが考えられますので、複数の連絡先を事前に把握していることが有効です。



最も肝要な点は、常に自分の所在を誰かに伝えておくこと、これらの不測の事態に

巻き込まれることがないように自衛策を講じること、万が一の場合には自身によって状況を発信することです。

13. 災害時の対応

本学では山梨県立大学防災規程に基づいて、防災対策マニュアルを整備し、暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害及び火災等による大規模災害ならびに人為的災害発生時における学生および教職員の安全確保や災害情報の収集・伝達、緊急対応等、防災活動を円滑に実施できる体制をとっています。学生みなさんも以下の事項をよく理解して適切な行動をとってください。

(1) 大規模災害の発生に伴う安否確認

山梨県立大学の飯田キャンパス及び池田キャンパスのある山梨県中北地域や自分が滞在している地域で震度6弱以上の地震を観測した場合もしくは同地域で大規模な災害に遭遇した場合には、学生及び教職員は、直ちに自身の安否について、災害時報告フォームに報告してください。災害時報告フォームの URL は、学生便覧にも掲載されていますので各自確認してください。

なお、大学からも「Gmail」やホームページなどを活用して、キャンパスの被災情報や授業等の再開情報の伝達を行いますので、必ず、「Gmail」から携帯電話等への転送設定を行ってください。なお、登録の方法等の詳細は大学 HP をご覧下さい。

(2) 地震に伴う処置

本学が所在する甲府市は、大規模地震対策特別措置法による地震防災強化地域に指定されています。このため、地震発生時には次のような対策が取られます。

①警戒宣言が発令された場合

授業、学校諸行事は直ちに打ち切り、警戒宣言が解除されるまでは休講とします。

②授業時間内に地震が発生した場合

◆飯田キャンパス

学内指定避難場所（グラウンド）に避難する。

◆池田キャンパス

学内指定避難場所（グラウンド）に避難する。

③地震により本学施設が被災した場合

授業の再開日時が決まり次第、連絡しますので、それまでは自宅待機とします。なお、情報伝達として「Gmail」などを活用しますので、必ず、「Gmail」の登録を行ってください。なお、登録の方法等の詳細は大学 HP をご覧下さい。

(3) 台風等で公共交通機関が運行しない場合の措置

台風や大雪等で公共交通機関が運行しない場合の授業については、次のように取り扱います。

①原則、授業は平常どおり行います。ただし、学生の安全や授業の運営に支障が生じると判断した場合には、休講とすることがあります。

②交通機関の混乱が予想される場合には、無理な登校は控えてください。

相談内容	相談先	電話番号
すぐ病院へ行った方が良いか、 救急車を呼ぶか迷ったら…	救急安心センターやまなし	#7119（県内のプッシュ回線、携帯電話から） 055-223-1418（IP 電話、ダイヤル回線から）
夜間・休日の一般緊急診療 診療時間外の医療機関の紹介	甲府市医師会救急医療センター	日曜・祝日の 8:30～17:30 平日夜間 23：00～8:30 →055-226-3399 その他の時間 →055-224-4199 （山梨県救急医療情報センター）
困りごと全般・ 事件事故・生活安全など	甲府警察署	055-232-0110 24 時間
消費者トラブル・詐欺など	山梨県県民生活センター （消費生活相談）	055-223-1523 平 日 8:30～17:00
法律・労働・交通事故など	山梨県県民生活センター （県民生活相談）	055-223-1575 平 日 8:30～17:00
民事・金銭トラブルなど	法テラス山梨	0570-078374 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
こころの悩み	山梨いのちの電話	055-221-4343 火～土 16:00～22:00
女性の悩み・ 恋人や友人の暴力など	女性相談支援センター 山梨県立男女共同参画推進セン ター【ぴゅあ総合】	055-254-8635 平 日 9:00～20:00 055-237-7830 第 2・4 月曜を除く毎日 9:00～17:00

企 画・編 集 ： 教 育 本 部

○ 飯田キャンパス

（国際政策学部・人間福祉学部・人間福祉学研究科）

甲府市飯田5-11-1

Tel総務課055-224-5261

Tel学生支援課055-224-5260

○ 池田キャンパス

（看護学部・看護学研究科）

甲府市池田1-6-1

Tel事務室055-253-7780

○ 保健センター（飯田キャンパス内）

甲府市飯田5-11-1

Tel055-224-5370

○ 保健センター（池田キャンパス内）

甲府市池田1-6-1

Tel055-269-6610



安全・快適なキャンパスライフ